

学校経営のポイント

“年休日に飲酒運転”で人身事故発生

若井 彌一

10月10日の『産経新聞』等で、年次有給休暇(以下「年休」と略)をとっていた県立高校教諭(53歳)が、その日の午後0時55分ごろ、国道2号線で、飲酒して乗用車を運転中に道路中央線を越えてトレーラーと衝突し、相手方運転手が首などに4日間の負傷をし、トレーラーが炎上するという事故が発生したことが報じられた。

“年休の使用は自由”だが法令違反は論外

本年9月19日、改正道路交通法が施行された。近年、道路交通法(以下「道交法」と略)の違反者に対する厳罰化が顕著である。9月19日施行の改正道交法の内容では、まず第1に、飲酒運転者に対する罰則が格段に重くなったことが注目される。

(1) 酒酔い運転の場合 これまでは、3年以下の懲役または50万円以下の罰金であったが、法改正により、5年以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられることとなった(道交法第117条の2第1号)。

(2) 酒気帯び運転の場合 これまでは、1年以下の懲役または30万円以下の罰金であったが、法改正により、3年以下の懲役または50万円以下の罰金に処せられることとなった(道交法第117条の2の2第1号)。

厳罰化という表現では足りず、流行表現を用いれば「超厳罰化」との形容がピッタリするのが、今回の道交法の一部改正である。

今回の改正では、酒酔い運転、酒気帯び運転者に対する罰則強化が行われただけでなく、飲酒検知拒否の場合も、従来、30万円以下の罰金であったが、3ヵ月以下の懲役または50万円以下の罰金となった(道交法第118条の2)。格段に厳しい処分がさ

れることになったことに注意したい。

“危険運転致死傷容疑”は最悪の事態

上述のように、道交法改正により、違反者に対する厳罰の適用が開始され始めたこの時期に、年休中に事故を起こした教諭は、飲酒のうえ、しかも昼間、運転している。

当日は、「気分が悪い」と年休を申し出ていたとのことであるが、常識の範囲を逸脱した行為と評するしかない。結果的に、道交法の罰則適用ではなく、刑法第208条の2(危険運転致死傷)の容疑で逮捕されることになってしまった。

刑法第208条の2が適用されると、人を負傷させた者は15年以下の懲役に、人を死亡させた者は1年以上の有期懲役に処せられることになる。罰金では済まないことに注意が必要である。

結果論とはいえ、10月9日に懲戒免職処分となった教諭の今後の人生航路は、精神的にも経済的にもきわめて厳しいと予想される。このような事態に陥ることのないように、学校の教職員は、道交法の改正動向について理解を正確にし、無自覚または軽率に法律違反をしないように努めたい。

報道によれば、処分された教諭の学校長は、この教諭に対する「指導・監督が不十分」として訓告処分とされたという。何が「不十分」とされたものであろうか。

指導・監督が不十分というよりも、年休をどのように使うかは自由であるけれども、法令に違反しない範囲においてであることは、学校職員の常識の範囲に属すると考えるべきことである。

(わかい・やいち = 上越教育大学大学院教授・附属図書館長)

本紙は、<http://www.kyouiku-kaihatu.co.jp>でも掲載

●好評発売中!●

菱村幸彦【編著】A5判392頁・定価3,150円

教育開発研究所

『最新教育法規ハンドブック—学校管理職必携』

『「学力調査」対応法・活用法』

調査データの読み方／活用／保護者への説明
高階玲治【編】B5判272頁・定価2,500円